

積算基準及び歩掛表（その3）【港湾・漁港・海岸編】

標準工事積算指針(第2版)【港湾・漁港・構造物編】

工種名等

内容

第2章 工事費の積算 第2節 間接工事費

現場環境改善費率の改定

改定前

2 共通仮設費

表-② 現場環境改善費率

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超える20億円以下	20億円を超えるもの
	適用区分等	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。		
		a	b	
港湾・漁港工事	0.92%	159.8	-0.3301	0.14%
構造物工事	2.02%	1,192.6	-0.4089	0.19%

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超える10億円以下	20億円を超えるもの
	適用区分等	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。		
		a	b	
海岸工事	2.02%	1,192.6	-0.4089	0.25%

現場環境改善費率の算定式

$$I_r = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、

$I_r$  : 現場環境改善費率 (%)

$P$  : 現場環境改善費率の算出対象額 (円)

a, b : 定数値

改定後

2 共通仮設費

表-② 現場環境改善費率

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超える20億円以下	20億円を超えるもの
	適用区分等	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。		
		a	b	
港湾・漁港工事	2.58%	11,342.3	-0.5375	0.11%
構造物工事	2.02%	1,192.6	-0.4089	0.19%

工種区分	対象額	600万円以下	600万円を超える10億円以下	20億円を超えるもの
	適用区分等	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。		
		a	b	
海岸工事	4.02%	17,100.2	-0.5353	0.26%

現場環境改善費率の算定式

$$I_r = a \cdot P^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、

$I_r$  : 現場環境改善費率 (%)

$P$  : 現場環境改善費率の算出対象額 (円)

a, b : 定数値

積算基準及び歩掛表（その3）【港湾・漁港・海岸編】

第2章 工事費の積算 第2節 間接工事費

現場管理費率の改定

工種名等 内 容		改定前				改定後																																									
3 現場管理費		表-③ 現場管理率				表-③ 現場管理率																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>700万円以下</th> <th>700万円を超え 20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td rowspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td>a</td> <td>b</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾・漁港工事</td> <td>23.71%</td> <td>99.2</td> <td>-0.0908</td> <td>14.19%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>24.36%</td> <td>46.7</td> <td>-0.0413</td> <td>19.28%</td> </tr> </tbody> </table>		対象額	700万円以下	700万円を超え 20億円以下	20億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	下記の率とする	工種区分	a	b	港湾・漁港工事	23.71%	99.2	-0.0908	14.19%	構造物工事	24.36%	46.7	-0.0413	19.28%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>700万円以下</th> <th>700万円を超え 20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td rowspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td>a</td> <td>b</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾・漁港工事</td> <td>24.08%</td> <td>82.2</td> <td>-0.0779</td> <td>15.50%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事</td> <td>24.65%</td> <td>40.5</td> <td>-0.0315</td> <td>20.63%</td> </tr> </tbody> </table>				対象額	700万円以下	700万円を超え 20億円以下	20億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	下記の率とする	工種区分	a	b	港湾・漁港工事	24.08%	82.2	-0.0779	15.50%	構造物工事	24.65%	40.5	-0.0315	20.63%
対象額	700万円以下	700万円を超え 20億円以下	20億円を超えるもの																																												
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	下記の率とする																																												
工種区分				a	b																																										
港湾・漁港工事	23.71%	99.2	-0.0908	14.19%																																											
構造物工事	24.36%	46.7	-0.0413	19.28%																																											
対象額	700万円以下	700万円を超え 20億円以下	20億円を超えるもの																																												
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	下記の率とする																																												
工種区分				a	b																																										
港湾・漁港工事	24.08%	82.2	-0.0779	15.50%																																											
構造物工事	24.65%	40.5	-0.0315	20.63%																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>700万円以下</th> <th>700万円を超え 10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td rowspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td>a</td> <td>b</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td>27.79%</td> <td>113.9</td> <td>-0.0895</td> <td>17.82%</td> </tr> </tbody> </table>		対象額	700万円以下	700万円を超え 10億円以下	10億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	下記の率とする	工種区分	a	b	海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>700万円以下</th> <th>700万円を超え 10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td rowspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td>a</td> <td>b</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海岸工事</td> <td>28.11%</td> <td>100.3</td> <td>-0.0807</td> <td>18.84%</td> </tr> </tbody> </table>				対象額	700万円以下	700万円を超え 10億円以下	10億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	下記の率とする	工種区分	a	b	海岸工事	28.11%	100.3	-0.0807	18.84%										
対象額	700万円以下	700万円を超え 10億円以下	10億円を超えるもの																																												
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	下記の率とする																																												
工種区分				a	b																																										
海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%																																											
対象額	700万円以下	700万円を超え 10億円以下	10億円を超えるもの																																												
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	下記の率とする																																												
工種区分				a	b																																										
海岸工事	28.11%	100.3	-0.0807	18.84%																																											
<p>ただし下記の工事については、下表を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①港湾構造物、海岸工事において、防舷材のみを取り付ける工事。</li> <li>②港湾構造物、海岸工事において、電気防食のみを取り付ける工事。</li> <li>③港湾構造物、海岸工事において、防舷材及び電気防食のみを取り付ける工事。</li> </ul>		<p>ただし下記の工事については、下表を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①港湾構造物、海岸工事において、防舷材のみを取り付ける工事。</li> <li>②港湾構造物、海岸工事において、電気防食のみを取り付ける工事。</li> <li>③港湾構造物、海岸工事において、防舷材及び電気防食のみを取り付ける工事。</li> </ul>				<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象額</th> <th>700万円以下</th> <th>700万円を超え 4億円以下</th> <th>4億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等</th> <td rowspan="2">下記の率とする</td> <td rowspan="2">算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。</td> <td rowspan="2">下記の率とする</td> </tr> <tr> <th>工種区分</th> <td>a</td> <td>b</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾構造物工事</td> <td>22.48%</td> <td>96.9</td> <td>-0.0927</td> <td>15.45%</td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td>22.74%</td> <td>88.2</td> <td>-0.0860</td> <td>16.06%</td> </tr> </tbody> </table>				対象額	700万円以下	700万円を超え 4億円以下	4億円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	下記の率とする	工種区分	a	b	港湾構造物工事	22.48%	96.9	-0.0927	15.45%	海岸工事	22.74%	88.2	-0.0860	16.06%																	
対象額	700万円以下	700万円を超え 4億円以下	4億円を超えるもの																																												
適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	下記の率とする																																												
工種区分				a	b																																										
港湾構造物工事	22.48%	96.9	-0.0927	15.45%																																											
海岸工事	22.74%	88.2	-0.0860	16.06%																																											